

大阪公立大学医学部における個人情報の取扱い及び管理に関するガイドライン

(令和4年4月1日制定)

このガイドラインは、大阪公立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する規程その他関連規程等に基づき、大阪公立大学医学部（以下「医学部」という。）における個人情報の取扱い及び管理に関する指針として定めるものである。

第1 個人情報保護管理者

1 医学部が保有する個人情報を適切に管理するため、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、医学部長をもって充てる。

2 保護管理者は、医学部の個人情報のための業務について統括的責任と権限を有するとともに医学部の各専門分野に個人情報保護部門責任者を選任する。

第2 個人情報保護部門責任者

個人情報保護部門責任者（以下「保護部門責任者」という。）は、各専門分野における個人情報保護の適切な管理を行うため、個人情報保護部門担当者を選任する。

第3 個人情報保護部門担当者

個人情報保護部門担当者（以下「保護部門担当者」という。）は、各専門分野における個人情報保護の適切な管理に関する業務を行う。

第4 会議

医学部の保有する個人情報に関する検討事項は、執行部会にて検討する。

第5 運用

1 教職員等が保有個人情報を学外へ持ち出すにあたって、保護部門責任者が少なくとも以下の情報を把握したうえで許可することが必要不可欠である。

・学外へ持ち出す保有個人情報の方法、期間、種類、件数

また、医学部における保有個人情報の「学外への持ち出し」該当の有無については、下記のとおり例示する。

(1) 「学外への持ち出し」に該当する場合（例）

- ・阿倍野キャンパスから他大学への持ち出し
- ・阿倍野キャンパスから杉本キャンパスへの持ち出し

(2) 「学外への持ち出し」に該当しない場合（例）

- ・医学部学舎から医学部附属病院への持ち出し

2 教職員等が保有個人情報を学外へ持ち出すにあたって、保護部門責任者が保有個人情報を学外へ持ち出すことを許可する際に、別添様式の申請書により保護部門責任者の許可を得たうえで持ち出すことができる。

3 持ち出した保有個人情報を返却する際には、申請書に返却日等を記載して保護部門責任者の押印を得る。申請書完結後は各専門分野にて保管のうえ、1カ月分を取り纏めて個人

情報保護管理者へ提出する。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。